

# 電気通信市場検証会議（第10回）

## 議事要旨

- 1 日時：平成30年11月21日（水）10:00～11:30
- 2 場所：総務省8階 第1特別会議室
- 3 出席者：
  - ・ 構成員（五十音順）  
浅川構成員、大木構成員、大橋座長、佐藤構成員、中尾構成員、西村構成員、  
林座長代理、森構成員
  - ・ 総務省  
谷脇総合通信基盤局長、秋本電気通信事業部長、竹村総務課長、  
山碕事業政策課長、大村料金サービス課長、山路データ通信課長、  
梅村消費者行政第一課長、大内事業政策課調査官、  
佐伯事業政策課市場評価企画官、石谷事業政策課統括補佐、  
瀬戸口事業政策課課長補佐
- 4 議事
  - (1) 開会
  - (2) 議題
    - ① 平成30年度市場検証について
    - ② 包括的検証について
    - ③ その他
  - (3) 閉会
- 5 議事要旨

### (1) 平成30年度市場検証について

### (2) 包括的検証について

(佐伯市場評価企画官から資料10-1に沿って説明した後、大内調査官から資料10-2に沿って説明。討議の内容は以下のとおり。)

**林座長代理：** 昨年度実施した事業者ヒアリングは、競争の実態を把握する上で大変有益なものであったことから、今年度も構成員が参加する形で是非実施してほしい。電気通信市場においては、一見すると激しく競争が行われ、適正な選択市場が実現しているように見える一方、料金体系が各社横並びとなっていたり、逆に契約条件が複雑過ぎて比較困難であったり、消費者の負担が決して下がっていない。このような状況の中、行き過ぎた販売奨励金や情報の目的外利用等の問題は、まさに競争の「質」が問われる課題であり、検証期間終了後の市場検証においては、シェアやHHIといった既存の指標以外の競争評価の手法として、競争の「質」について評価する手法の検討を行ってはどうか。

**佐藤構成員：** 事業者ヒアリングは、公表資料だけでは分からない部分を知ることができる機会であることから実施していただきたい。何が禁止行為規制の緩和の影響なのかについての判断は難しいものではあるが、規制緩和によって市場においてイノベーションがどのように促進されているのかについてのエビデンスや情報を的

確に把握することは、本会議の重要な役割だと考えることから、この点についてヒアリングを通じて詳細に確認したい。

**森構成員：** 資料 10-2 の 16 ページにおいて、プラットフォームサービスにおける利用者情報の収集・利用について記載があるが、検索サービス等を通じて利用者情報等を集めて、これをインターネット広告等に利用するようなビジネスについて正面から所管する規制がない。また、この分野では、海外事業者の占める割合が非常に大きく、またこれら事業者は日本の電気通信事業者やその子会社との間にも一定の競争関係があるが、競争状況についてあまり正面から把握できていない状況にある。

例えば、先日、フェイスブックが個人情報保護委員会から行政指導を受けた件は、この件が個人情報に係る問題であったから行政指導が可能であったものの、プラットフォームが収集する情報が常に個人情報に該当するとは限らず、その場合、同委員会の所管外になってしまう。また、総務省は電気通信事業者向けの個人情報保護ガイドラインを所管し、電気通信事業において取得できる位置情報について規定している一方、電気通信事業者以外に対しては何の制約もなく、不均衡が発生している。

プラットフォームサービスの問題は、電気通信の問題に完全に帰着するものではないのかもしれないが、通信がビジネスのコアになっているものであることから、既にこの問題について取り上げている包括的検証の研究会のほか、本会議でも競争環境について注目してはどうか。

**大木構成員：** 資料 10-1 の 11 ページの隣接市場間の分析に関し、消費者は色々な通信サービスを併用しているところ、その併用が代替的に行われているものなのか、補完的に行われているものなのかについては、市場シェアや契約数に関する情報からは表れてこない部分であり、アンケートを通じてしか把握できない事実である。

併用状況及びサービス間の代替性や補完性について、事例ベースでは多くのケースを把握しているかと思うが、アンケートにより定量的に測っていくことは、市場画定や今後の競争状況の把握に役立つものと考ええる。

**大橋座長：** 大木構成員のコメントに補足させていただくと、現在収集していない情報で、競争状況を把握する上での重要性が大きいと考えられるものがあれば、必ずしも利用者へのアンケートにより収集するのではなく、場合によっては事業者から直接提供してもらうことも考えられる。

**西村構成員：** 他の構成員と同様、ヒアリングの実施に賛成である。

資料 10-1 の 4 ページに情報の目的外利用について行政指導を行った事案のフォローアップについての記載があるが、今後、様々な連携が川上・川下間で行われると、このような事案が増える可能性があることから、行政指導の前後での状況の変化をフォローしていくことが必要であると考ええる。どこまでオープンにできるかという問題はあるが、是非本会議でも議論させていただきたい。

また、今後の市場検証の在り方の検討に関し、各 MVNO が現在どの MNO から回線の提供を受けているのかについて明らかにすることが今後の議論のための一つのエビデンスになると考える。

**浅川構成員：**平成 28 年度から 3 年間継続して重点事項となっている「固定系通信・移動系通信における卸及び接続」及び「消費者保護ルールに関する取組状況」については、継続的な観点からの議論や考察を重視すべきである。

また、本年度の新たな重点事項である「移動系通信における禁止行為規制の緩和の影響」については、評価をすることが難しいところがあると思うが、緩和された部分はある程度明確であることから、製造業者や特定関係法人以外の電気通信事業者へのヒアリングなどを通じ、緩和された部分と実際に創出されたサービスをできる限り結びつけた形で議論や評価ができれば良いのではないかと考える。

**中尾構成員：**利用者及び事業者へのアンケートの質問項目において、包括的検証で取り上げられているネットワーク中立性とプラットフォームの影響に関する質問を追加してほしい。中立性については、米国 FCC において中立性を否定していく方向にあり、国内でもゼロレーティングを実施する事業者が増えてきている状況にあるところ、事業者がゼロレーティングについてどのような意識を持っているかということと、利用者がゼロレーティングに対して利便性や料金上のメリットを感じているかということ等を質問してはどうか。プラットフォームに関しては、電気通信事業者から見たプラットフォームに対する脅威等、事業者が感じている課題を聞いてみてはどうか。

禁止行為規制の緩和の影響についての検証は非常に難しいと思う。今後の通信市場は異業種連携によってますます発展していくべきであることから、単に規制緩和した結果、NTT ドコモがどれだけ優位になっているかということのみをもって評価するのではなく、規制を受けない他の電気通信事業者がどれだけ異業種連携を行っているかという状況等も踏まえて、定量的に検証する必要がある。

MVNO 市場においては、価格や帯域による競争だけではなく、機能的な競争が起き始めていると実感している。例えば、IIJ は、フル MVNO としてユーザーの認証情報を自由に得ることができるようになり、また、eSIM への取組も積極的に行っている。将来的には、高機能の MVNO とそうでない MVNO に二分化していく可能性も考えられるところ、価格的な競争だけではなく、機能性の観点からも競争状況を注視していく必要があるのではないかと考える。フル MVNO になるためには設備投資が必要であり、これを単にビジネス上の戦略だと言い切ることもできなくもないが、今後、認証情報を使ったアンライセンスとライセンスの乗り入れのようなサービスが出てくると、MVNO の中で IIJ 1 社のみしかサービスを提供できないといった状況が生じる可能性もある。

加えて、資料 10-1 の 22 ページにもあるように、5G の導入や楽天の MNO 参入といった新しい動きがあると、これまで考えられてこなかった問題が必ず明るみに出始めるので、非常に慎重に市場を注視していく必要がある。その上で、5G の導入に際して、様々な規制や規制緩和について考えていく必要があると考える。

**林座長代理：**情報通信審議会の下に設けられた「データ主導時代における産業政策サブワーキンググループ」の中で、データ関連市場における定点観測的な競争評価の必要性について議論されていた。グローバルプレーヤーからの協力も得られるような体制で、まずは SSNIP のような厳密な市場画定の手法ではなく、簡易的な手法でとりあえず試行した上で、プラットフォームや OTT の「競争評価」について関係事業者やステークホルダーとの共有を図っていくことの必要性が指摘されていた。このような取組は市場検証会議としても取り組むべき課題であり、必要であれ

ば、全省的に連携を図りながら取り組めば、より議論が進むと思う。

**大橋座長：** 本会議の前身である「競争評価アドバイザーボード」の頃から数えると、長い間市場検証が行われてきたが、これまでは、市場シェアに重きが置かれて議論がなされていたように感じる。他方、総務省内の他の研究会等において直近で議論されているのは、価格が高いかどうかという観点からの議論である。本来は、価格とシェアは結びついて議論されるべきところが、これまでそのリンケージがあまり明確でないまま議論がされていたのかもしれない。シェアだけでは競争状況について論じることはできない一方、価格だけ見ても分からない部分がある。その2つを結びつけて検証作業を行うことには、実務的に色々と難しい問題もあるが、そのような取組も今後の課題として考えられる。

**中尾構成員：** 価格やシェアのほか、通信の品質についても市場検証の議論の軸として必要ではないかと以前から考えている。品質が良ければユーザーは高いお金を支払ってでもそのサービスを利用することもある。特にMVNOについては、MNOから購入した帯域を何人のユーザーに使うかについてMVNO自身に任されており、ユーザーが価格の安さに魅力を感じて契約をしてみたら、通信が混み合っていて速度が遅くて使えないといった事態も起こり得る状況にある中、品質についても、ユーザーのアンケートだけでなく、定量的な計測に基づいて議論を行わないと、正常な市場は形成できないのではないと思う。

**森構成員：** 「消費者保護ルールの検証に関するワーキンググループ」における議論において、消費者代表の構成員からは、サービスと料金体系をシンプルにしてほしいという意見が多く出される。サービスや料金体系がシンプルであれば、消費者から見て比較がしやすくなり、料金引下げにつながるのではないかと。

**佐藤構成員：** 関連分野を含めた異業種との連携が進み、様々なサービスがバンドルされて提供されるようになった結果、各サービスの値段がそれぞれいくらなのかについて、消費者にとってはもちろん、事業者にとっても極めて分かりにくい状況になってきている。それぞれのサービスの価格が分からなくなると、市場をどのように捉えていけばいいのかも分からなくなることから、明確化のための区分けの作業を行うことが、今後検証を行っていく上で重要であると考えられる。

**林座長代理：** 本日の議論は、公正取引委員会や消費者庁、個人情報保護委員会といった他省庁にもまたがる問題であり、例えば、先日消費者庁が「携帯電話等の移動系通信の端末の販売に関する店頭広告表示についての景品表示法上の考え方等」を公表したように、他省庁でも色々な取組がなされているところ、可能であれば、他省庁の取組についても紹介いただく機会を設けることについても検討いただきたい。

**西村構成員：** これまでは、多くの選択肢や適切な情報が消費者に提示されているかという観点から競争というものが捉えられてきた。しかしながら、選択肢が多ければ多い方が望ましいのかという点については、現在疑問が呈されている状況である。サービスベースの競争を捉える際には、消費者を十把一絡げに捉えるのではなく、高齢者等の各属性に即して、適切なサービスや情報が提供されているかといったよ

うな、内容面での競争というものを見ていく必要があると思う。

また、サービスが多様化していく中で設備ベースでの競争をどのように捉えていくかについても今後の課題となる。5Gを展開していくためには、設備競争の文脈において事業者間の協調が必要な場面が生じることが考えられる一方、単独の事業者での展開が原則であるように思う。

**大橋座長：** 今年度の市場検証に関しては、禁止行為規制の緩和の影響の分析の観点についての御意見に加えて、利用者・事業者アンケートの項目についても御意見をいただいた。事務局においてはこれらの御意見も踏まえて今年度の検証作業を進めていただきたい。また、多くの構成員から、事業者ヒアリングを構成員も参加する形で実施してほしいとの御意見があったことから、実施に向けた調整を行っていただきたい。検証期間終了後の市場検証の在り方についても、構成員からの御指摘の点も踏まえて、検討作業を進めていただきたい。

**佐伯企画官：** 非常に多様な御指摘・御示唆をいただき、感謝する。事務局での今後の検討に活用させていただきたい。また、御意見を踏まえ、今年度も事業者ヒアリングを実施すべく、必要な調整を行うこととしたい。他省庁における取組の紹介についても、その方法も含めて検討してまいりたい。

### **(3) 今後のスケジュール等について**

瀬戸口課長補佐から、今後のスケジュールについて説明があり、詳細については別途連絡することとなった。

(以上)